

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方および資本構成、企業属性その他の基本情報は以下のとおりです。
当社は法令を遵守し株主をはじめとする利害関係者の方々に対して、透明性の高い経営を目指し、変化の激しい経営環境に対処すべく迅速な意志決定と業務執行を行うよう努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社 学友社	2,927,973	42.22
西村 秋	460,168	6.63
西村 道子	389,919	5.62
株式会社鹿児島銀行	310,413	4.48
株式会社南日本銀行	214,000	3.09
昴取引先持株会	156,665	2.26
昴社員持株会	114,239	1.65
佐藤兼義	112,000	1.61
三菱UFJ信託銀行	90,000	1.30
株式会社宮崎銀行	90,000	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無 有限会社 学友社

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期 2月

業種 サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では、社外監査役3名による監査役会による監視のもと、取締役会における経営の基本方針ならびに重要事項の決定及び業務執行状況を審議しております。
当社と支配株主の間には現在取引はございませんが、今後取引が発生する場合には取引内容及び条件等の妥当性について取締役会において適正な審議の上、一般取引と同様の適切な条件であることを前提として決定し、少数株主の保護に努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態 監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 10名
 定款上の取締役の任期 2年
 取締役会の議長 社長
 取締役の人数 4名
 社外取締役の選任状況 選任していない
 指名委員会又は報酬委員会に相当する
 任意の委員会の有無 なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 設置している
 定款上の監査役の員数 4名
 監査役の人数 3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社会計監査人である、監査法人がごしま会計プロフェッションと監査計画の聴取、期中・期末棚卸立会ミーティング、中間・期末決算監査実施状況の意見交換および監査報告書その他の聴取を連携して行ってまいります。
 また、社長直轄の内部監査室を設置しております。定例監査実施時に月1回、取りまとめて情報交換を実施しております。その他随時、定例外の意見交換も実施しております。

社外監査役の選任状況 選任している
 社外監査役の人数 3名
 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新納正博	他の会社の出身者													
宮川秀樹	公認会計士													
永井 暁	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新納正博		—	同氏は銀行系シンクタンクにおいて直接企業経営に関与されており、さらに銀行実務に長年携わっており、豊富な経験から客観的な経営

			監視をしていただくため選任しております。
宮川秀樹	○	——	同氏は公認会計士として企業会計の実務に長年携っており、幅広く豊富な知識と見識で適切な助言と提言をいただくため選任しております。 また同氏は「有価証券上場規程に関する取扱い要領」に定める独立性の判断基準に該当せず、その独立性は確保されていると判断し、独立役員に指定しております。
永井 晁	○	——	同氏は税理士氏して税務の実務に長年携っており、経営や企業会計に関する相当程度の知見を有しており、監査に反映いただくために選任しております。 また同氏は「有価証券上場規程に関する取扱い要領」に定める独立性の判断基準に該当せず、その独立性は確保されていると判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

該当項目に関する補足説明

平成17年5月31日を行使期限とするストックオプションを実施しておりましたが、期限満了後にあらたなインセンティブ付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

株主総会で定められた報酬額限度内において、各取締役の職務の内容、職位及び業績、経営状況等を考慮して報酬額を決定しております。

報酬限度額
取締役 150百万円
監査役 20百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

定期的開催される監査役会において社外監査役(うち1名は常勤監査役)は情報の共有化を図るとともに、内部監査室は内部監査に基づく監査報告を監査役会に報告しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)
取締役4名で構成され、定例の月1回開催し、さらに必要に応じて臨時に開催しており、決議された事項の業務執行状況は毎月取締役会および各エリアにおいて開催される教室長会議で報告・確認を行います。

(監査役会)
監査役3名(全員社外監査役)は取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、稟議書などの主要な決裁書類の閲覧を行い、事業所の実地監査も実施しております。

(指名、報酬の決定)
取締役候補者は、経験、人格、今後の重点的取組事項など総合的に判断し、取締役会において決定しております。
また取締役報酬は株主総会で決議された報酬総額(1億50百万円)の範囲内において取締役会において決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

客観的な経営監視が機能していること、これまでの適正な運営体制が組織的に良いと思われること、当業界事情、当社の規模から社外取締役を選任するメリットが现阶段では少ないと考えられることから、現体制を踏襲しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRIに関する活動状況

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

IR資料のホームページ掲載

当社ホームページにおいて、決算短信・有価証券報告書・株主レポート・決算説明資料およびその他開示資料を適時掲載しております。

IRに関する部署(担当者)の設置

IRの専任部署はありませんが、人事総務部がその業務を担当し、IR担当役員として常務取締役管理部長がその任を負い、IR担当課長を任命しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定

株式会社 昴「企業行動憲章」により、生徒、保護者をはじめとしたステークホルダーに対する考え方や行動基準を規定しております。

環境保全活動、CSR活動等の実施

地球温暖化防止策として、クール・ビズを5月から10月末まで実施しております。また今年度も計画停電回避のために7月から9月の3カ月間、本社においてはサマータイムを導入予定であります。その他、社用車にハイブリッドカーを導入、新設校の照明にLEDを採用し資源節約に努めております。また、昴旗鹿兒島県少年剣道大会や様々な世界で活躍される著名な文化人を招いての文化講演会および南日本ジュニア美術展を通じ、子供たちの文化、スポーツ活動を支援しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
コンプライアンス体制に係る規程を定め、取締役、使用人に法令、定款および社会規範の遵守を徹底するためのコンプライアンス委員会を内部監査室において設置し、社内における強固なコンプライアンス体制を構築し、継続してその質の向上を推進する。
内部監査室長は、各部門の業務執行、コンプライアンスの状況について監査を実施し、コンプライアンス委員会においてその結果を報告する。また、法令違反などの疑義が生ずる行為などについての内部報告体制として、内部通報制度を整備する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報は、「文書取扱規程」をはじめとする社内規程に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存、管理し、必要に応じて運用状況を検証のうえ、適宜規定などの見直しを行う。
なお、取締役および監査役はこれらの文書などを常時閲覧可能とする。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクに関して、当該部門において情報を共有し、ガイドライン、マニュアルを整備したうえで、全社横断的にリスク情報を監視する。
代表取締役社長は、経営に重大な影響を及ぼすリスクとして判断したときは、内部監査室を中心とした危機管理チームを組織し、迅速かつ組織的対応を行い、損失を最小限に抑える体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定、経営方針書に基づく経営状況の管理および取締役の業務執行状況の監督を行う。
業務執行においては、取締役会規程に定める付議事項について、精査された資料を準備し、取締役会に付議する。
通常業務の遂行については、職務分掌規程、職務権限規程などに基づき、可能な範囲において業務上の権限を委譲し、各範疇に係る責任者が業務を遂行する。
5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役のためにより、職務を補助する使用人として適切な人材を配置し、監査業務に必要な指揮命令を受ける。
6. 監査役が職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役のためにより、監査役の職務を補助すべき使用人の任命を受けた使用人は監査役以外からの指揮命令は受けない。当該使用人の異動および人事考課は監査役が行い、人事異動は監査役と取締役が協議する。
7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役および使用人は、監査役に対して、コンプライアンスに関する事項に加え、重大な影響を及ぼすリスクに関する事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を通じた報告の状況およびその内容、その他の監査役が職務遂行上、必要があると判断した事項について、誠実に速やかに報告を行う。
8. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は必要に応じ、取締役会をはじめとする重要な会議に出席できることとして、必要な報告、勧告を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動憲章」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求等に対しては、顧問弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行う。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を特に定めておりません。一方で、株式の大量取得行為のうち、当社の企業価値および株主共同の利益に資さないものについては適切な対応が必要と考えております。今後の法制度や社会動向を見極めながら検討を行ってまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

取締役会は現在、社内取締役4名の取締役で構成されております。当社の取締役会は毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定し、業務執行の状況を監督しております。

監査役会は現在3名で構成されており、3名全員が社外監査役であります。監査役会は取締役会に毎回出席して意見を述べるほか、取締役の職務執行に対し監査を実施しているほか、監査役相互に情報交換を随時行い経営監視機能の充実をはかっています。

また、社外監査役と当社の間には人的関係、資本関係はございません。

会計監査は監査法人かごしま会計プロフェッションに依頼しており、定期的な監査のほか、会計上の課題については随時確認を行い会計処理の適正化に努め、財務報告に係る内部統制に関する助言、指導を受けております。

顧問弁護士とは顧問契約に基づき、必要に応じて将来のリスクも踏まえて、随時法的解釈や対処方針の指導を受けております。また、税務関連業務に関しましては外部専門家と必要に応じてアドバイスを受けております。

コーポレート・ガバナンスに係る社内体制は下記のとおりです。

